

下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制に関する取扱要領

平成 26 年 3 月 14 日 25 南管財第 1060 号

下請代金等の未払いを行った建設業者について、南島原市建設工事一般競争入札試行実施要綱（平成 25 年南島原市告示第 101 号）第 3 条第 1 項第 13 号の下請代金の支払い状況及び南島原市建設工事の指名基準（平成 18 年訓令第 29 号 1（3）の 1 つの基準並びに別に定める「下請代金等の未払いを行った者の認定基準及び規制手続方法に関する規程」に基づき入札参加を一定期間規制することで、不良業者の排除を行うとともに、この規制により下請業者等への未払いの解消を促す事を目的とする。

1. 規制対象範囲

① 対象業者

南島原市の建設工事入札参加資格を有する建設業者で、下請代金等の支払い期日が到達したにもかかわらず、下請代金等の未払いの事実が発生した者。

② 対象工事

南島原市が発注する競争入札に付する全ての建設工事

2. 下請代金等に含まれる範囲

① 下請負人

下請負人は、請負者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。

② 資材業者

資材業者は、工事を履行するために資材を提供する資材業者であり、請負者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。

③ その他

工事を履行するために業務を実施し、請負者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。

3. 入札参加規制期間

入札参加規制の開始については、以下に記載する日から、速やかに入札参加規制の検討を行う事とし、入札参加規制の決定通知を行った日の翌日から南島原市が未払い解消の事実を確認し、解除の通知を行った日までとする。

a. 下請代金等の未払いの事実認定日

b. 下請代金等の支払いに関して裁判所による支払い命令の判決を受けた事実を南島原市が知り得た日

c. 長崎県が下請代金等の未払いに関して建設業法 4 1 条に基づき勧告した事実を南島原市が知り得た日

4. 入札参加規制の解除方法

下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制の解除方法については、総務部管財契約課（以下「管財契約課」という。）が下請代金等の未払いを解消した事実を確認し、解除の通知を行った日の翌日から、入札参加規制を解除するものとし、その方法については以下のとおりとする。

- ① 下請代金等の未払いを行った者は、管財契約課に対して、未払いを解消した事実の申し出を行うこと。
- ② 管財契約課は、申し出を受けた場合は、速やかに未払いが解消した事実の確認を行い、必要がある時は、未払いを受けた者に対して事実を確認する。
- ③ 管財契約課は、事実の確認後入札参加規制の解除の通知を行うこととする。

5. 下請代金等の未払いを行った者の事実認定及び規制手続方法

別に定める「下請代金等の未払いを行った者の認定基準及び規制手続方法に関する規程」による。

6. 入札参加規制の判断基準

届出書等の提出期限（指名競争入札の場合は入札執行通知）の日から落札決定を行う日までの期間の全てまたは一部に、3. の入札参加規制期間が含まれないこと。

7. 入札参加者への周知

- ① 一般競争入札について
 - ・ 共通事項書において以下の内容により周知する。
 - 下請代金等の未払いにより、入札参加規制期間中でない者。
- ② 指名競争入札について
 - ・ 入札執行通知書において以下の内容を記載し周知する。
 - 下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中の者は、本入札に参加できないものとする。

8. 入札参加者の取り扱い

入札書投函前に入札参加規制の通知を受けた者が入札参加者と判明した場合は、速やかに競争参加資格若しくは指名を取り消すものとする。

9. 入札参加規制の対象となる事案

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降に支払期日が到達したにもかかわらず、下請代金等の未払いを行った者について入札参加規制の対象事案とする。

ただし、平成 26 年 4 月 1 日以前に下請代金等の未払いを行った者で、平成 26 年 3 月 31 日までに未払いの状況が改善されない者については、平成 26 年 4 月 1 日をもって入札参加規制の対象事案とする。

10. その他

① 共同企業体

代表構成員として出資する会社のみを入札参加規制の対象とする。なお、その他の構成員は、入札参加規制の対象としない。

② 入札参加規制期間中の下請負に関する取扱い

この要領に該当する業者に対しては、下請負を禁止するものではない。

③ 入札参加規制業者の公表

下請代金等の未払いを行った者についての情報は、原則公開しないものとする。ただし、関係法令等に基づき、行政機関への情報提供についてはこの限りではない。

11. 適用の時期

平成 26 年 4 月 1 日以降に公告・入札執行通知する工事から適用する。